



つむぎ社会保険労務士事務所 関西社会労働保険問題懇話会

(労働保険事務組合 関西社労懇)

便り No.79

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL sugi-sr@maia.eonet.ne.jp

2022年4月から白ナンバー車使用の事業所において、安全運転管理者による目視等でのアルコールチェックが義務付けられていましたが、2023年12月からは、アルコール検知器機を用いたアルコールチェックが義務化されました。企業責任も含め、安全運転管理について考えてみましょう。

◆道路交通法改正の背景は？

2021年に業務中の白ナンバートラックが、飲酒運転による居眠り運転で下校中の小学生の列に突っ込み、死傷事故を起こす痛ましい事故がありました。それまで上司からも度重なる指導はあったものの、白ナンバーでアルコールチェックが義務化されていなかった等が原因であったことが社会問題となり、企業への管理責任と罰則を強化するため道路交通法施行規則の法改正が行われました。

◆白ナンバー事業者とは？

白ナンバー事業者とは、自家用車や、社用車(白ナンバー車両)を使って、営業活動や自社製品の運搬、配送などを行っている事業者のことです。作業員の送迎にバスを使用している土木現場、工事用車両を5台以上使用している建設業なども該当します。なお、有償で運送を行うタクシーやトラック・バスなどの緑ナンバー車両はすでに運行管理者の選任とアルコール検知器によるチェックは義務化されています。

◆これまでの改正(2022年4月1日施行)

安全運転管理者は業務としての運転前後2回、あるいは出勤前や退勤時に①顔色や呼気のおい、声の調子など目視により運転者の酒気帯びの有無を確認し、その記録を1年間保存することが義務化されていました。



◆2023年12月1日施行

上記の追加として、①アルコールチェッカー(検知器)を使用してアルコールチェックすること②アルコール検知器が常時使用できるよう保守点検し有効に保持することが義務化されました。

◆安全運転管理者の選任義務がある事業所とは

次のいずれかの台数以上の自動車を使用している事業者で、支店や営業所など拠点がわかる場合は、拠点ごとの選任が必要です。

- ①乗車定員が11人以上の自動車を1台以上
- ②その他の自動車、トラック等(白ナンバー)を5台以上(大型自動二輪車、普通自動二輪車は0.5台とし、原付バイクは管理台数に含まない)

また、使用台数が20台以上の場合、副安全運転管理者も選任しなければなりません。

なお、選任しなかった場合、いずれも50万円以下の罰金など、法人と行為者への両罰規定があります。

◆安全運転管理者を選任届、解任届

自動車の使用者は、上記管理者を選任または解任したときは、その日から15日以内に自動車の使用本拠位置を管轄する警察署に届け出なければならず、これも未届の場合、5万円以下の罰金など法人等両罰規定があります。



◆安全運転管理者の業務とは

- ①運転者の状況把握・・・運転者の運転適性・技能・知識などを把握する
- ②運行計画の作成・・・最高速度違反、過積載、過労運転など、安全運転の確保に留意して運行計画を作成する
- ③交代要員の配置・・・長距離運転・夜間運転などに備え、必要な交代要員を配置する
- ④異常気象時等の措置・・・異常気象や天災など

が発生した際、運転者に必要な指示を出し、安全運転を確保するための措置を実施する

- ⑤ **点呼や点検など安全運転の指示**・・・運転者の点呼等により過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示をする
- ⑥ **アルコール検知器を使った酒気帯び確認**・・・運転前後の運転者に、目視やアルコール検知器を使って酒気帯びの有無の確認をする
- ⑦ **酒気帯び確認後の記録と保存、アルコール検知器の常時有効保持**・・・アルコール検知器の点検など常時有効状態を保持し、⑥の記録を1年間保存する
- ⑧ **運転日誌の備え付けと記録**・・・運転者名や運転開始・終了日時などを記録した運転日誌を導入し、運転者に記録させる
- ⑨ **運転者に対する安全運転指導**・・・安全運転に必要な知識や技術の指導を行う

◆会社の代表者や責任者も罰則の対象

- ① **刑事責任**・・・アルコールチェックを怠ったため、従業員が飲酒運転や酒気帯び運転により事故を起こした場合、「酒気帯び運転等の禁止違反」として、**運転者だけでなく代表者・運行管理責任者・車両提供者・車両同乗者**にも懲役または罰金が科せられる可能性があります。
- ② **行政責任**・・・免許停止、免許取り消しなどの行政罰は、**運転者以外に同乗者**もが課せられることがあります。
- ③ **民事責任**・・・飲酒運転をし、他人を死傷させると、民法や自動車保障法上の損害賠償責任が生じます。また運転手個人だけではなく、企業に対しても**民法 715 条の使用者責任(雇用責任)**「ある事業のために他人を使用する者は、従業員が事業の執行に関連して第三者に損害を与えた場合に従業員と同じ責任を負う」とする法律に基づき責任が生じます。

特に飲酒運転の加害者の過失は認められやすく、慰謝料も高額になる可能性があります。飲酒運転を企業が黙認・許容していた場合は、さらに責任も重くなります。

- ④ **社会的責任**・・・従業員が事故を起こした場合、企業としての社会的信用を失うことに繋がる恐れもあります。



安全運転管理者や副安全運転管理者は、一定の資格要件を満たした者から選任しなければなりません。管理者届出の書類、法定講習、記録項目や方法も含め、詳しくは警察庁 HP でご確認ください。
[安全運転管理者等法定講習 警視庁 \(tokyo.lg.jp\)](http://tokyo.lg.jp)

トピックス 令和6年度の年金額、保険料額、在職老齢年金支給停止調整額が改定されます。

年金額は物価や賃金変動率に合わせて毎年改定となります。令和6年度の国民年金額(老齢基礎年金を満額受けた場合)が月額 68,000 円 (+1,750 円)に、また、在職老齢年金(給与と老齢厚生年金の両方を受給する場合の支給停止額)も 50 万(+2 万)にプラス改定されます。一方国民年金保険料も、月額 16,980 円(+460 円)上がります。

トピックス 時間外・休日労働に関する協定届の書式が変わります。

働き方改革により、大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から時間外・休日労働時間について上限時間が設けられましたが、建設業・自動車運転業務・医師については猶予期間となっていました。2024年4月以降は上限時間が設けられることに伴い、協定届の様式が改定になります。各業種により上限時間や基準が異なりますので、詳しくは厚労省 HP でご確認ください。

事務所より一言



飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。運転者本人の自覚が最も重要ですが、周囲が運転させない認識も重要です。また、企業においても安全運転管理者や運行管理者の選任が必要な事業所のみならず、車を使用する全ての事業所において飲酒運転をさせない、しないための社内教育、就業規則や車両運行規定等の整備などの取り組みが重要です。検知器は携帯用 2,000 円ぐらいからあるようですし、自動記録アプリもあるようです。直行、直帰、出張などの場合の QA も記載されています。正しい情報を収集し、従業員も企業も社会も守りましょう。

(文 特定社会保険労務士杉原 純子)

